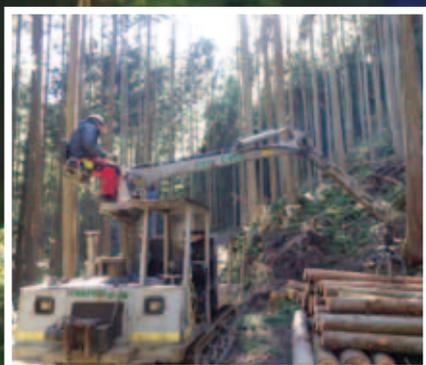


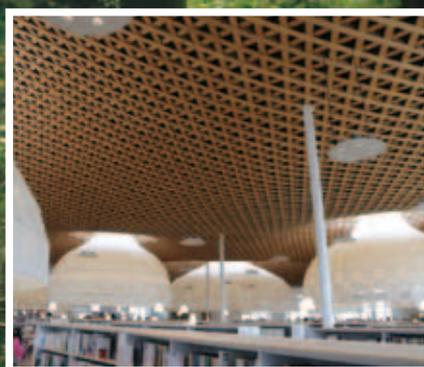
林業・木材産業の成長化の実現 国産材の安定供給に向けて

特集

新たな森林・林業基本計画
森林法等の一部を改正する法律
平成27年度 森林・林業白書



フォワーダによる丸太運搬（群馬県みどり市）



木材を利用した公共建築物（岐阜県岐阜市）



輸出する丸太の積出港（鹿児島県志布志市）

新たな森林・林業基本計画

政府は、我が国の森林・林業・木材産業施策の基本方針となる森林・林業基本計画を、5年ぶりに見直し、新たな計画を平成28年5月24日に閣議決定しました。
また、これに即したものとなるよう、農林水産大臣が定める全国森林計画についても所要の見直しを行いました。

第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、CLTや耐火部材の開発・普及等による非住宅分野等における新たな木材需要の創出と、主伐と再造林対策の強化

や面的なまとまりをもった森林経営の促進等による国産材の安定供給体制の構築を進め、林業・木材産業の成長産業化を図ります。

また、これらの取組等を通じて、地方創生への寄与を図るほか、地球温暖化防止や生物多様性保全の取組を推進します(図1)。

図1 新たな基本計画の対応方向



第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

森林所有者等による森林の整備・保全、林業・木材産業等の事業活動等の指針とするため、「森林の有する多面的機能の

発揮」と「林産物の供給及び利用」の目標を設定しています。

森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

傾斜や林地生産力といった自然条件や集落等からの距離が近いといった社会的条件の良い森林については、育成単層林として整備を進めるとともに、急斜面の

表1 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

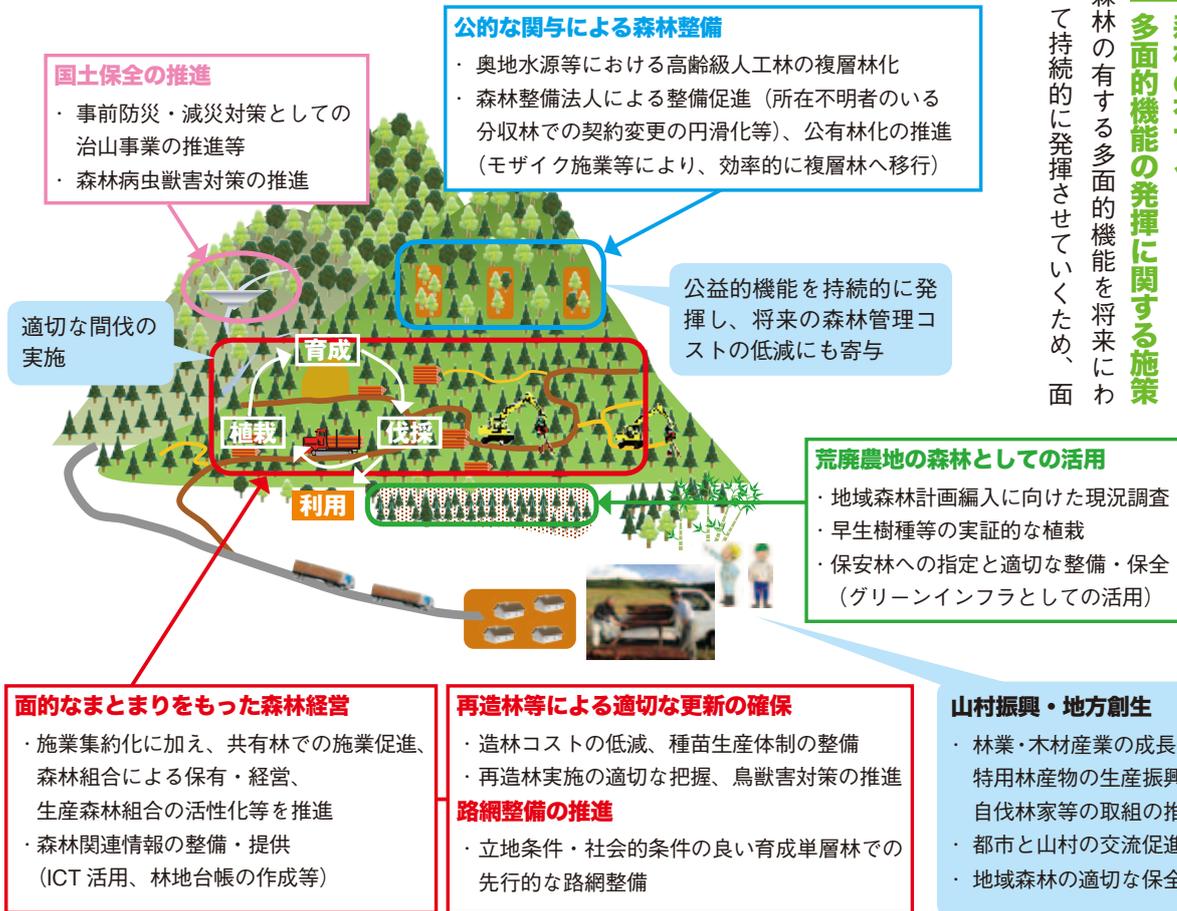
	H27年 (現況)	目標とする森林の状態			指向状態 (参考)
		H32年	H37年	H47年	
森林面積 (万 ha)					
育成単層林	1,030	1,020	1,020	990	660
育成複層林	100	120	140	200	680
天然生林	1,380	1,360	1,350	1,320	1,170
合計	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積 (百万 m ³)	5,070	5,270	5,400	5,550	5,590

注1：森林面積は、10万 ha 単位で四捨五入している。
 2：目標とする森林の状態及び指向する森林の状態は、H27年を基準として算出している。
 3：H27年の値は、H27年4月1日の数値である。

表2 木材供給量の目標と総需要量の見通し

	H26年 (実績)	H32年	H37年
木材供給量の目標 (百万 m ³)	24	32	40
総需要量の見通し (百万 m ³)	76	79	79

図2 森林の有する多面的機能の発揮



森林または林地生産力の低い育成単層林等については、公益的機能の一層の発揮を図るため、自然条件等を踏まえつつ育成複層林への誘導を推進し、5年後（平成32年）、10年後（平成37年）、20年後（平成47年）の目標とする森林の状態を指します（表1）。

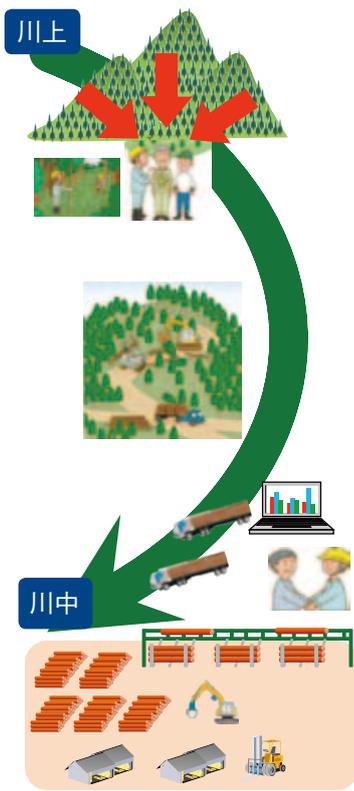
林産物の供給及び利用に関する目標
 10年後（平成37年）における国産材と輸入材を併せた木材の総需要量を79百万m³と見通した上で、国産材の供給量の目標として、平成26年の実績の約1.7倍にあたる40百万m³を目指します（表2）。

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策
 森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面

的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備や国土の保全等の施策を進めます（図2）。

図3 望ましい林業構造の確立／原木の安定供給体制の構築

人材の育成・確保と活動の推進（実践力の向上・市町村への技術的支援等）



スケールメリットを活かした林業経営

- ・ ICTの活用、地籍調査との連携等による森林所有者・境界確認の効率化
- ・ 面的なまとまりをもった共有林等での施業促進、生産森林組合の活性化等
- ・ 森林組合等による森林保有・経営の促進
- ・ 製材・合板工場等を含め新たに森林を経営しようとする者に対する支援（境界明確化、森林経営計画の作成促進、作業班の組織化等）

原木供給力の増大

原木供給力増大に向けた環境整備

- ・ 施業集約化・路網整備に加え、林地の集約化（森林組合による保有・経営の促進、共有林での施業促進等）を推進
- ・ 全木集材の普及、主伐・再造林対策の強化

林業事業者の生産性・経営力の向上

- ・ 効率的な作業システムの普及・定着
- ・ 伐採木の径径化等に対応した機械開発
- ・ 生産管理等ができる人材の育成
- ・ 現場技能者等の段階的育成、素材生産と造材等を兼務できる人材の育成
- ・ 林業労働災害防止対策の推進

原木の取りまとめ・マッチングの円滑化

- ・ 原木を取りまとめて供給する体制への転換（原木コーディネート能力の向上、工場直送・協定取引、原木市場による集荷・選別等の促進）
- ・ 原木の需給情報の共有、国・地方公共団体等による間伐等事業量の公表
- ・ 国有林等による立木・素材等の協定取引、原木市場等による立木購入の円滑化

望ましい林業構造の確立／原木の安定供給体制の構築



2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

スケールメリットを活かすことのできる事業量の確保により、高い生産性と収益性を実現し、公益的機能が高度發揮される持続的な林業経営の育成を目指します。また、これらの取組を進めるために必要な人材の育成・確保や、林業労働災害の防止を図ります（図3）。

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

原木供給力の増大を図るとともに、川上と川中・川下の間で需給情報を共有し、安定供給体制の構築を図ります。また、国産材の使用比率を高める取組等を通じて木材産業の競争力を強化するとともに、CLTの中高層建築物への使用など、新たな木材需要の創出を図ります（図3・4）。



4 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

海岸防災林の復旧・再生を推進します。また、東京電力福島第一原発の事故に起因する放射性物質による森林汚染に対応し、森林整備と放射性物質対策の一体的な実施、きのこ原木のマッチング支援等を引き続き実施します。

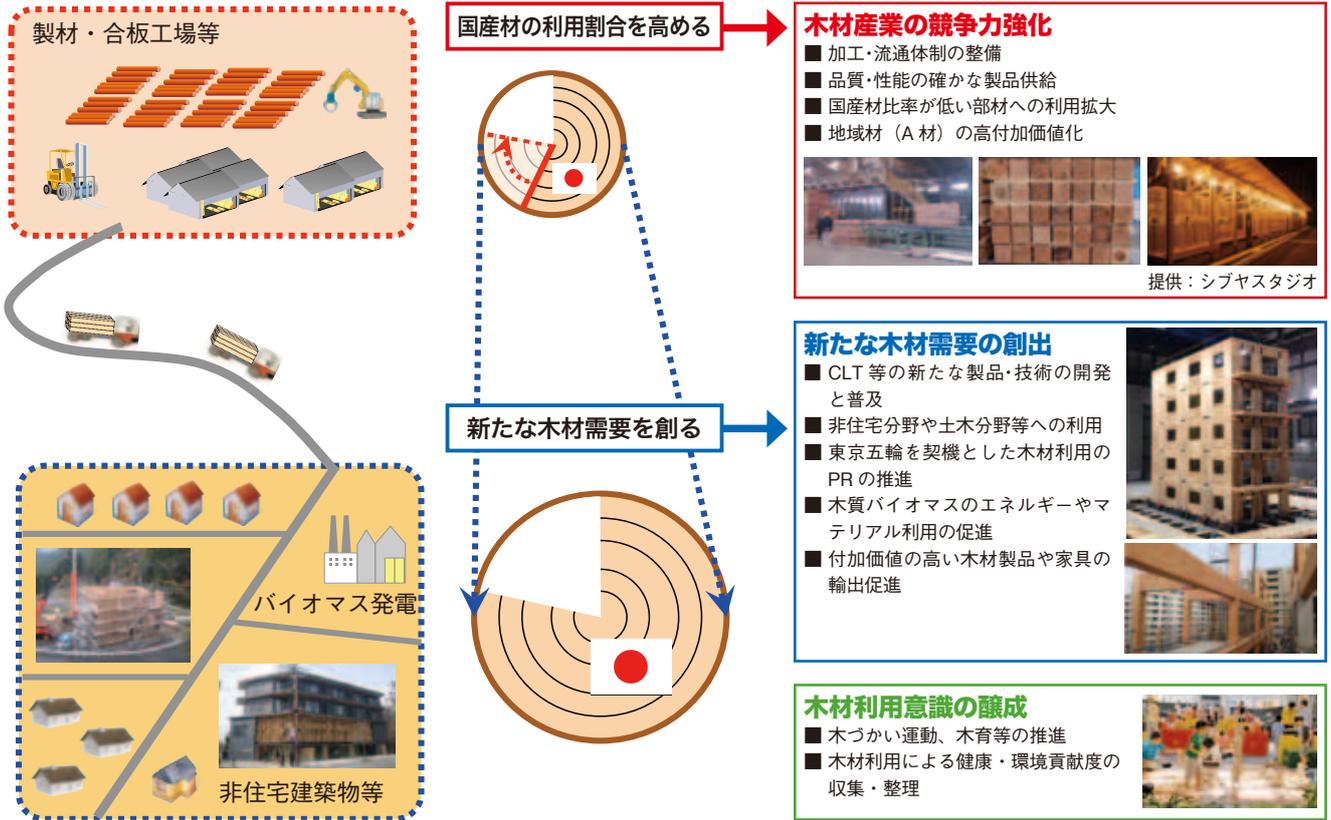
5 国有林野の管理及び経営に関する施策

一般会計への移行等を踏まえ、公益重視の管理経営を一層推進する中で、組織・技術力・資源を活用し、林業の成長産業化や、国土保全・生物多様性保全など、森林・林業施策全体の推進に貢献します。

このほか、詳しい内容については左記の林野庁ホームページをご覧ください。

▼ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/plan/index.html>

図4 木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出



全国森林計画変更の概要

表1 森林の整備及び保全の目標

区分	現況	計画期末	
森林面積 (千ha)	育成単層林	10,285	10,087
	育成複層林	1,009	1,602
	天然生林	13,788	13,391
森林蓄積 (m ³ /ha)	195	218	

注) 現況は平成24年3月31日、計画期末は平成41年3月31日時点の数値

表2 計画量

区分	計画量	
伐採立木材積 (万m ³)	総数	74,526
	主伐	31,259
	間伐	43,267
造林面積 (千ha)	人工造林	846
	天然更新	857
林道開設量 (千km)	58.6	
間伐面積(参考) (千ha)	7,266	

注) 計画期間(平成26年4月1日～平成41年3月31日)の総量

「森林・林業基本計画」とあわせて、「全国森林計画」の変更が閣議決定されました。

1 変更の基本的考え方

「全国森林計画」は、「森林法」の規定に基づき、「森林・林業基本計画」に即して農林水産大臣が5年ごとに15年を1期としてたてる計画です。

全国の森林を対象に、都道府県知事が策定する「地域森林計画」や森林管理局長が策定する「国有林の地域別の森林計画」の指針としても位置付けられるものです。

今回、現行の「全国森林計画」(計画期間:平成26年4月～平成41年3月)について、新たな「森林・林業基本計画」に即した計画となるよう所要の変更を実施しました。

2 変更の概要

- 森林の整備・保全に関する事項について、以下の記述等を追加。
 - ・急速な少子高齢化や人口減少等の社会的情勢の変化を踏まえた効率的かつ効果的な森林の整備及び保全の実施
 - ・育成単層林として維持する森林における適確な更新の確保
 - ・コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入
- 広域的な流域(44流域)ごとに定めている①森林整備及び保全の目標、②伐採立木材積、③造林面積等の計画量について、新たな基本計画の政策目標「森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」及び「林産物の供給及び利用に関する目標」の数値を踏まえたものに変更。